

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事は HP でダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。2月は節分。毎年、鬼の役をするのですが、子供が大きくなってきたので体に当たる豆が痛いです。そろそろ止めにしたいところです・・・ 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆助成金 [雇用調整助成金 / 中小企業緊急雇用安定助成金]
- ◆労災保険料の改定
- ◆年度更新の申告・納付時期が変更

◆助成金◆

世界的な金融危機による急激な景気後退に対応するため、雇用保険法施行規則を改正し、[雇用調整助成金](#)と[中小企業緊急雇用安定助成金](#)の対象労働者の範囲が拡大されました(適用日は平成20年12月9日)。

その概要は、以下のとおりです。

雇用調整助成金 / 中小企業緊急雇用安定助成金とは

- ◆景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業・教育訓練・出向させることによって[雇用を維持する](#)事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。
- ◆雇用保険に加入しており、売上高または生産量の最近3ヶ月間の月平均値が、その直前3ヶ月間または前年同期に比べて5%以上減少しているような場合に支給対象となります。もちろん、これ以外にも要件はあります。

改正の概要

- ◆今回、上記の対象労働者の範囲を拡大。従来の「雇用保険の被保険者期間が6ヶ月以上の者」に加えて、下記の①②の人も対象労働者になりました。

①雇用保険の被保険者期間が6ヶ月未満の人

今回、当分の間の特例措置として、被保険者であれば被保険者期間にかかわらず、①の人は対象労働者となりました。

②6ヶ月以上雇用されているが雇用保険の被保険者以外の人(週の所定労働時間が20時間以上の人に限り)

今回、当分の間の特例措置として、雇用保険の被保険者でない人でも、②の人は対象労働者となりました。

支給額の主な内容

	雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
休業	休業手当 相当額の1/2 (日数に上限あり)	休業手当 相当額の4/5 (日数に上限あり)
教育訓練	上記の金額に 1人1日1,200円 を加算	上記の金額に 1人1日6,000円 を加算
出向	出向元の負担額の 1/2	出向元の負担額の 4/5

※中小企業緊急雇用安定助成金  
…中小企業主向けに雇用調整助成金の助成内容などを拡充した制度です  
(これが支給される場合には、雇用調整助成金は支給されません)

- ◆今回の改正で、例えば「新規に雇用保険の被保険者として採用した人」や「6ヶ月以上雇用している非正規労働者(週の所定労働時20時間以上の人に限り)」に対して、休業、教育訓練や出向を行った場合にも、他の要件を満たしていればこの助成金を受けられることになります。

- ◆助成金は、国から“タダ”でもらえるお金であるため、一般的に支給要件のハードルは高いです。しかし、そのハードルの高さが[“今の自社の事情に合致”](#)するならば遠慮なく支給を受けるべきです。何故ならば、その財源は企業が支払ったものですから。

◆労災保険料の改定◆

- ◆前回もお伝えしましたが、労災保険料の改定について詳しく見ることにします。

- ◆そもそも労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに決定され、労災保険率表に規定されます。  
今回は、先の法改正で船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に統合されることが決定していることから、労災保険率を定める業種の数が1つ増えて、現行の54から55となります。

## ①労災保険率の改定

◆現行54業種の労災保険率が改定されます。労災保険率が引き上げとなる業種は5業種、引き下げとなる業種は38業種、据え置きとなる業種は11業種です。

◆今回の改定の結果、労災保険率の加重平均は7.0/1000から5.4/1000に下がる見込みで、事業主の保険料負担は年間約1,827億円減額されることとなります。

### 労災保険率の概要

#### ◎現行

最高:118/1000(水力発電施設、ずい道等新設事業)

最低:4.5/1000(その他の各種事業など)

※各労災保険率には、非業務災害率0.8/1000を含む。

#### ◎改正(案)

最高:103/1000(水力発電施設、ずい道等新設事業)

最低:3/1000(その他の各種事業など)

※各労災保険率には、非業務災害率0.6/1000を含む。

### 労災保険率表の抜粋(その他の事業のみ)

	事業の種類	現行	改定案
その他の事業	農業または海面漁業以外の漁業	12/1000	改定なし
	清掃、火葬またはと畜の事業	13/1000	改定なし
	ビルメンテナンス業	6.5/1000	6/1000
	倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業、またはゴルフ場の事業	7/1000	改定なし
	通信業、放送業、新聞業または出版業	4.5/1000	3/1000
	卸売業・小売業、飲食店または宿泊業	5/1000	4/1000
	金融業、保険業または不動産業	4.5/1000	3/1000
	その他の各種事業	4.5/1000	3/1000

◆尚、船員保険が平成22年1月に統合されることに伴い、「船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業」が新設されます(労災保険率は50/1000)。

## ②労務比率、第2種特別加入保険料率、及び第3種特別加入保険料率の改定

例えば、海外で行われる事業に派遣される労働者が加入する第3種と区別加入保険料率は5/1000から4/1000へと改定される予定です。

## ◆平成21年度から年度更新の申告・納付時期が変更◆

◆年度更新の手続きが、従来は4月1日から5月20日までの間で行われていましたが、平成21年度からは、6月1日～7月10日までの間に行うことに変更になりました。また、年度更新申告書は5月末に送付される予定です。

◆尚、算定期間は、従来通り、4月1日～翌年3月31日までで計算します。一般拠出金もお忘れなく。

### 延納(分割納付)

◆これに合わせて、延納の時期も変更となりました。

#### ◎既存の事業場

	3回分割		
	第1期	第2期	第3期
期 間	4/1～7/31	8/1～11/30	12/1～3/31
納期限	7/10	10/31	1/31

#### ◎6/1～9/30までに成立した事業場

	第1期	第2期
期 間	成立した日 ～11/30	12/1～3/31
納期限	50日以内	1/31

◆毎年の事ながら、変更されることが多すぎて、右往左往してしまいがちです。しっかりと予定を組みましょう。

### <お仕事カレンダー>

- 2/13……一括有期事業開始届(建設業)  
……1月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付
- 2/16……所得税の確定申告受付開始(3・15まで)
- 2/28……1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
……労働者死傷病報告書の提出  
(休業4日未満の11～1月の労災事故)
- ……じん肺健康診断実施状況報告書の提出
- ……12月決算法人の確定申告・6月決算法人の中間申告
- ……3・6・9月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2  
Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836  
E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)  
ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- ★就業規則の作成変更
- ★人事賃金制度の構築
- ★管理者研修の実施
- ★退職金制度の構築
- ★401k導入支援
- ★セミナー／講演
- ★各種助成金の申請
- ★労働／社会保険手続

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。